

令和2年4月27日提供

問い合わせ先	
担当課	総務局 人事部 人事課
直通	072-228-7907
内線	5250
F A X	072-228-8823

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための職員の出勤抑制の継続について

堺市では、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に全庁をあげて取り組んでおり、令和2年5月6日までの間、全体として5割の職員が職場に出勤していない状況となるよう、職員の出勤抑制を実施しているところです。

現在、大阪府においては、未だ感染拡大が続いており、引き続き、感染拡大の防止と職員の安全確保に注力すべき状況にあることから、職員の出勤抑制を当面の間（大阪府に発出される緊急事態宣言の期間が延長された場合、その期間を基本とし終期を決定）、継続します。

また、テレワーク（在宅勤務）及び時差出勤についても同様に、当面の間、継続します。